

(4) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止

(4) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止

ア 現状及び特定事務等の内容

大学の収容定員を変更した場合は、学校教育法施行令第26条第1項の規定により、収容定員を記載すべき学則を変更した旨を文部科学大臣へ届け出なければならないこととされていますが、公立大学法人札幌医科大学の収容定員を変更した場合には、学則変更についての文部科学大臣への届出が不要となりました。

ア 現状及び特定事務等の内容

大学の収容定員を変更した場合は、学校教育法施行令第26条第1項の規定により、収容定員を記載すべき学則を変更した旨を文部科学大臣へ届け出なければならないこととされていますが、平成21年度より公立大学法人札幌医科大学の収容定員を変更した場合には、学則変更についての文部科学大臣への届出が不要となりました。

イ 特定事務等の実施体制

当該事務については、北海道医療対策協議会における議論を踏まえ、道と公立大学法人札幌医科大学が協議しながら活用していきます。

イ 特定事務等の実施体制

当該事務については、北海道医療対策協議会における議論を踏まえ、道と公立大学法人札幌医科大学が協議しながら活用していきます。

ウ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「地域医療を担う医師の確保」を実現するために有効に活用していきます。

ウ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「地域医療を担う医師の確保」を実現するために有効に活用していきます。

エ 効果

平成21年4月1日に平成29年度までの入学定員を105名から110名に変更した学則を施行し、地域の事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが期待されています。

エ 効果

令和2年4月1日に令和3年度までの入学定員を102名から110名に変更した学則を施行し、地域の事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが期待されています。

今後とも、収容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策を実施することにより、医師不足が深刻な北海道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育成を行うことが可能となります。

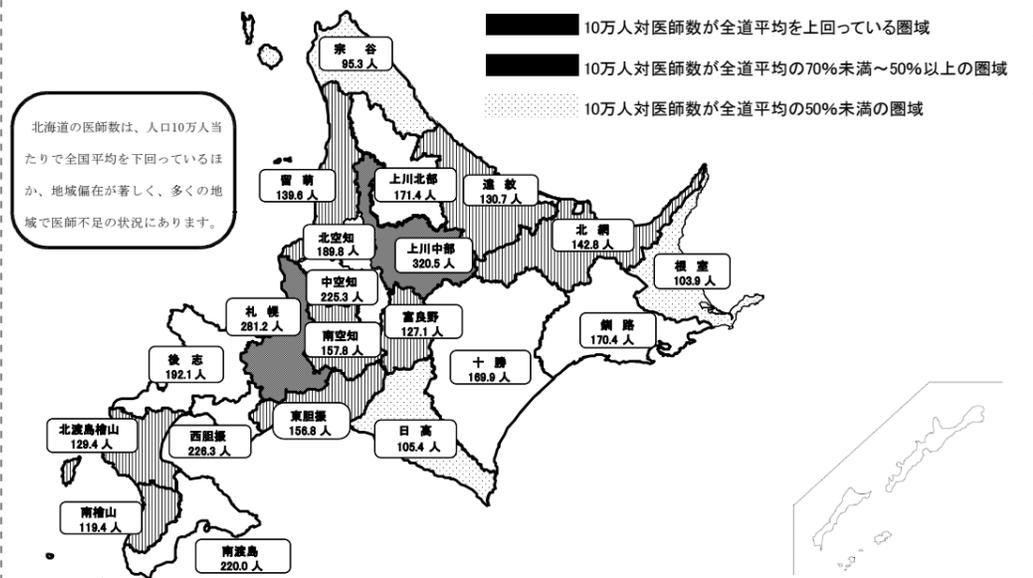
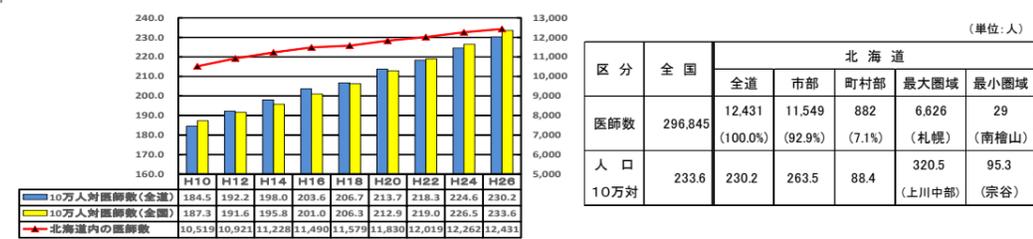
今後とも、収容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策を実施することにより、医師不足が深刻な北海道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育成を行うことが可能となります。

文言整理

時点修正

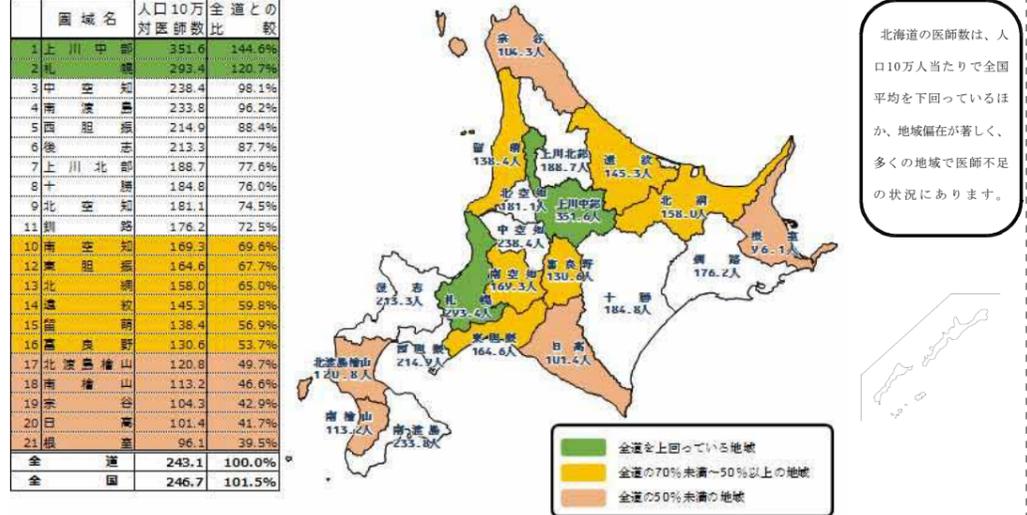
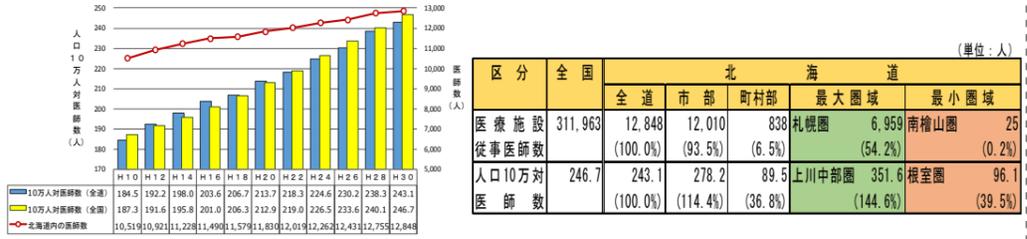
◆北海道の医師の現状

① 医師数の推移（平成10年度～平成26年度）（単位：人） ② 2次医療圏別格差（平成26年末）



◆北海道の医師の現状

① 医師数の推移（平成10年末～平成30年末） ② 2次医療圏別格差（平成30年末）



文言整理、時点修正

(5) 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

ア 現状

水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可に関する事務は、給水人口が5万人を超える水道事業（河川の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を営業者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下これらを「特定水源水道事業」という。）に限る。）及び1日最大給水量が2万5,000m³を超える水道用水供給事業については、国（厚生労働省本省）が所管していましたが、平成21年度からは道が行っています。
平成20年度まで、水道事業にあつては19事業者を、水道用水供給事業にあつては4事業者を、国（厚生労働省本省）が所管していました。
なお、それ以外の事業については、道が所管していました。

◆道内の水道事業者数等		(平成21年3月31日現在)	
事業区分	国所管	道所管	
水道事業		給水人口5,001人以上;給水人口5,000人以下(簡易水道)	
事業者数	19事業者	82事業者	322事業者
給水人口	約400万人	約99万人	約39万人
水道用水供給事業			
事業者数	4事業者	1事業者	

イ 特定事務等の内容

従前は国（厚生労働省本省）が行っていた、次の事務を、平成21年度からは道が実施しています。

[水道法に基づく事務①]

- (水道事業（特定水源水道事業であつて、給水人口が5万人を超えるものに限る。）関係)
- 水道事業の認可（水道法第6条第1項）
 - 水道事業の認可に係る申請書の受理（水道法第7条第1項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。））
 - 水道事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第7条第3項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。））
 - 水道事業の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の付与（水道法第9条第1項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。））
 - 水道事業の認可に係る変更の認可（水道法第10条第1項）
 - 水道事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第10条第3項）
 - 水道事業の認可に係る水道事業の休止及び廃止の許可（水道法第11条第1項）
 - 水道事業の認可に係る水道事業の全部の廃止の届出の受理（水道法第11条第2項）
 - 認可に係る給水開始前の届出の受理（水道法第13条第1項）
 - 水道事業の認可に係る料金の変更の届出の受理（水道法第14条第5項）
 - 水道事業の認可に係る供給条件の変更の認可（水道法第14条第6項）
 - 水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が効力を失った旨の届出の受理（水道法第24条の3第2項）
 - 水道事業の認可に係る認可の取消し（水道法第35条第1項）
 - 水道事業の認可の取消しの要求の受理（水道法第35条第2項）
 - 水道事業の認可の取消しに係る弁明の機会の付与（水道法第35条第3項）
 - 水道事業の認可に係る施設の改善の指示（水道法第36条第1項）
 - 水道事業の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告（水道法第36条第2項）
 - 水道事業の認可に係る給水停止命令（水道法第37条）
 - 水道事業の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令（水道法第38条第1項）
 - 水道事業の認可に係る供給条件の変更（水道法第38条第2項）
 - 水道事業の認可に係る報告の徴収及び立入検査（水道法第39条第1項）
 - 合理化の勧告（水道法第41条）
 - 地方公共団体による買収の認可（水道法第42条第1項）
 - 地方公共団体による買収に係る裁定（水道法第42条第3項）

(5) 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

ア 現状

水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可に関する事務は、給水人口が5万人を超える水道事業（河川の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を営業者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下これらを「特定水源水道事業」という。）に限る。）及び1日最大給水量が2万5,000m³を超える水道用水供給事業については、国（厚生労働省本省）が所管していましたが、平成21年度からは道が行っています。
平成20年度まで、水道事業にあつては19事業者を、水道用水供給事業にあつては4事業者を、国（厚生労働省本省）が所管していました。
なお、それ以外の事業については、道が所管していました。

◆道内の水道事業者数等		(平成21年3月31日現在)	
事業区分	国所管	道所管	
水道事業		給水人口5,001人以上;給水人口5,000人以下(簡易水道)	
事業者数	19事業者	82事業者	322事業者
給水人口	約400万人	約99万人	約39万人
水道用水供給事業			
事業者数	4事業者	1事業者	

イ 特定事務等の内容

従前は国（厚生労働省本省）が行っていた次の事務を平成21年度からは道が実施しています。

[水道法に基づく事務①]

- (水道事業（特定水源水道事業であつて、給水人口が5万人を超えるものに限る。）関係)
- 水道事業の認可（水道法第6条第1項）
 - 水道事業の認可に係る申請書の受理（水道法第7条第1項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。））
 - 水道事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第7条第3項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。））
 - 水道事業の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の付与（水道法第9条第1項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。））
 - 水道事業の認可に係る変更の認可（水道法第10条第1項）
 - 水道事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第10条第3項）
 - 水道事業の認可に係る水道事業の休止及び廃止の許可（水道法第11条第1項）
 - 水道事業の認可に係る水道事業の全部の廃止の届出の受理（水道法第11条第3項）
 - 認可に係る給水開始前の届出の受理（水道法第13条第1項）
 - 水道事業の認可に係る料金の変更の届出の受理（水道法第14条第5項）
 - 水道事業の認可に係る供給条件の変更の認可（水道法第14条第6項）
 - 水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が効力を失った旨の届出の受理（水道法第24条の3第2項）
 - 水道事業の認可に係る認可の取消し（水道法第35条第1項）
 - 水道事業の認可の取消しの要求の受理（水道法第35条第2項）
 - 水道事業の認可の取消しに係る弁明の機会の付与（水道法第35条第3項）
 - 水道事業の認可に係る施設の改善の指示（水道法第36条第1項）
 - 水道事業の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告（水道法第36条第2項）
 - 水道事業の認可に係る給水停止命令（水道法第37条）
 - 水道事業の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令（水道法第38条第1項）
 - 水道事業の認可に係る供給条件の変更（水道法第38条第2項）
 - 水道事業の認可に係る報告の徴収及び立入検査（水道法第39条第1項）
 - 合理化の勧告（水道法第41条）
 - 地方公共団体による買収の認可（水道法第42条第1項）
 - 地方公共団体による買収に係る裁定（水道法第42条第3項）

水道法の一部改正に伴う変更

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）

変更案（平成19年度～令和7年度）

変更点

[水道法に基づく事務②]

[水道法に基づく事務②]

- （水道用水供給事業（1日最大給水量が2万5,000m³を超えるものに限る。）関係）
- ・水道用水供給事業の認可（水道法第26条）
- ・水道用水供給事業の認可に係る申請書の受理（水道法第27条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道用水供給事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第27条第3項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道用水供給事業の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与（水道法第29条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道用水供給事業の認可に係る変更の認可（水道法第30条第1項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第30条第3項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可（水道法第31条において準用する同法第11条第1項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る水道用水供給事業の全部の廃止の届出の受理（水道法第31条において準用する同法第11条第2項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る給水開始前の届出の受理（水道法第31条において準用する同法第13条第1項）
- ・水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が効力を失った旨の届出の受理（水道法第31条において準用する同法第24条の3第2項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る認可の取消し（水道法第35条第1項）
- ・水道用水供給事業の認可の取消しの要求の受理（水道法第35条第2項）
- ・水道用水供給事業の認可の取消しに係る弁明の機会の付与（水道法第35条第3項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る施設の改善の指示（水道法第36条第1項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告（水道法第36条第2項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る給水停止命令（水道法第37条）
- ・水道用水供給事業の認可に係る報告の徴収及び立入検査（水道法第39条第1項）
- ・合理化の勧告（水道法第41条）

- （水道用水供給事業（1日最大給水量が2万5,000m³を超えるものに限る。）関係）
- ・水道用水供給事業の認可（水道法第26条）
- ・水道用水供給事業の認可に係る申請書の受理（水道法第27条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道用水供給事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第27条第3項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道用水供給事業の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与（水道法第29条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道用水供給事業の認可に係る変更の認可（水道法第30条第1項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第30条第3項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可（水道法第31条において準用する同法第11条第1項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る水道用水供給事業の全部の廃止の届出の受理（水道法第31条において準用する同法第11条第3項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る給水開始前の届出の受理（水道法第31条において準用する同法第13条第1項）
- ・水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が効力を失った旨の届出の受理（水道法第31条において準用する同法第24条の3第2項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る認可の取消し（水道法第35条第1項）
- ・水道用水供給事業の認可の取消しの要求の受理（水道法第35条第2項）
- ・水道用水供給事業の認可の取消しに係る弁明の機会の付与（水道法第35条第3項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る施設の改善の指示（水道法第36条第1項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告（水道法第36条第2項）
- ・水道用水供給事業の認可に係る給水停止命令（水道法第37条）
- ・水道用水供給事業の認可に係る報告の徴収及び立入検査（水道法第39条第1項）
- ・合理化の勧告（水道法第41条）

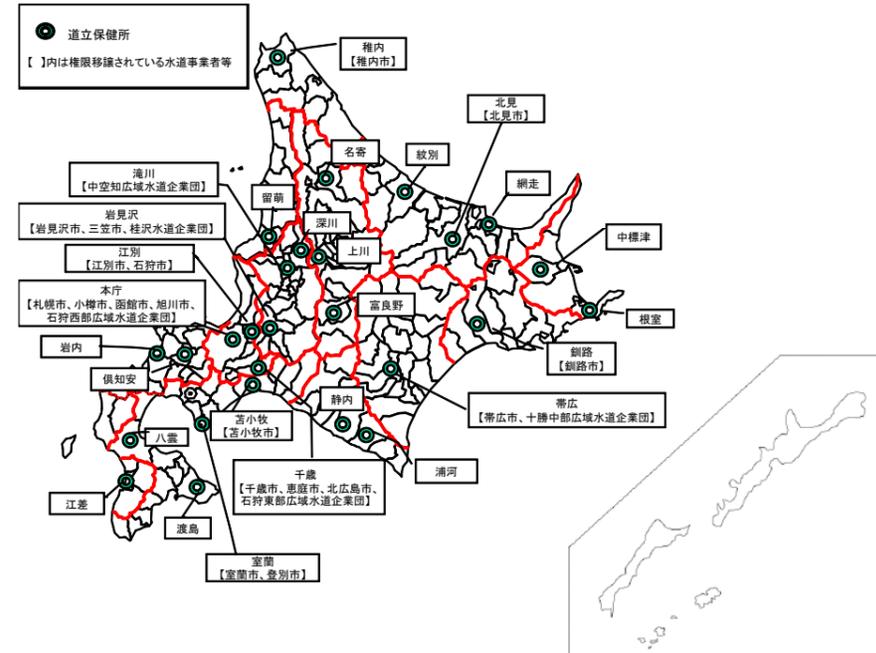
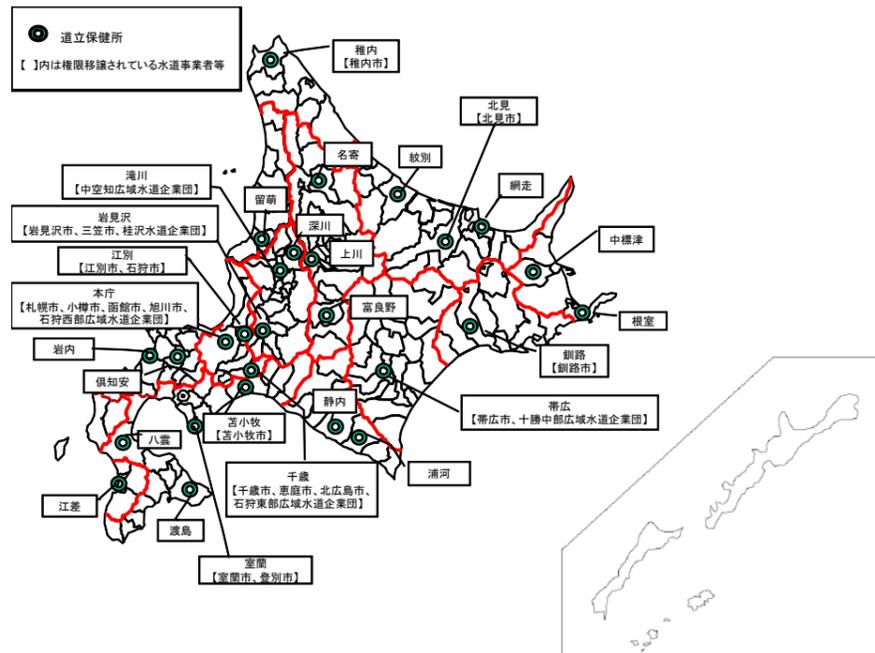
水道法の一部改正に伴う変更

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、道の本庁及び保健所が緊密に連携し、円滑かつ迅速な実施に努めます（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市において事業を実施する事業者については、道の本庁が実施。）。

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、道の本庁及び保健所が緊密に連携し、円滑かつ迅速な実施に努めます（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市において事業を実施する事業者については、道の本庁が実施。）。



現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）	変更案（平成19年度～令和7年度）	変更点
<p>エ 広域的施策との関係</p> <p>当該事務は、この計画の2で掲げる「水道水の安全性及び安定供給の確保」と併せて着実に実施していきます。</p> <p>また、給水人口が5万人を超える水道事業のうち特定水源水道事業以外のもの及び給水人口が5万人以下の水道事業並びに一日最大給水量が2万5,000m³以下の水道用水供給事業の認可に関する事務については、従前から道が担ってきたところであり、平成21年度から移譲されている当該事務と併せ、道において、円滑かつ迅速に実施していきます。</p> <p>オ 効果</p> <p>平成21年度から給水人口が5万人を超える水道事業及び1日最大給水量が2万5,000m³を超える水道用水供給事業の認可や監督等に関する事務の移譲を受けた結果、事業者の利便性が向上するとともに、地域に身近な道による迅速かつきめ細かな指導監督が可能となっています。</p>	<p>エ 広域的施策との関係</p> <p>当該事務は、この計画の2で掲げる「水道水の安全性及び安定供給の確保」と併せて着実に実施していきます。</p> <p>また、給水人口が5万人を超える水道事業のうち特定水源水道事業以外のもの及び給水人口が5万人以下の水道事業並びに一日最大給水量が2万5,000m³以下の水道用水供給事業の認可に関する事務については、従前から道が担ってきたところであり、平成21年度から移譲されている当該事務と併せ、道において、円滑かつ迅速に実施していきます。</p> <p>オ 効果</p> <p>平成21年度から給水人口が5万人を超える水道事業及び1日最大給水量が2万5,000m³を超える水道用水供給事業の認可や監督等に関する事務の移譲を受けた結果、事業者の利便性が向上するとともに、地域に身近な道による迅速かつきめ細かな指導監督が可能となっています。</p>	

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

(1) 民有林の直轄治山事業の一部（法第7条第2項第4号口関係）

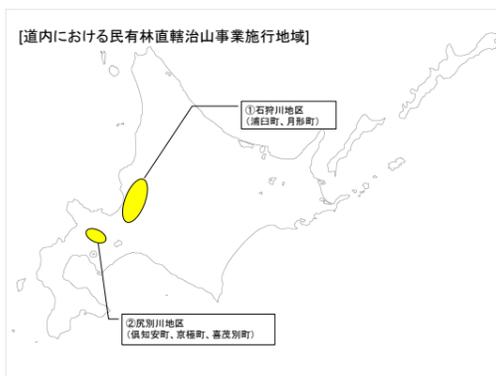
ア 現状（平成19年事業移譲時）

民有林直轄治山事業は、民有林治山事業のうち、①事業費の総額が50億円以上であるとき、②当該事業が高度の技術を要するとき、又は③当該事業の及ぼす利害の影響が1の都府県の区域を超えるときのいずれかに該当し、かつ、国土保全上特に重要なものと認められるものであって、国が事業を実施するものです。

道内では、平成18年4月1日時点において、石狩川地区、尻別川地区の2地区（道有林）において、国が民有林直轄治山事業として治山施設整備を実施するとともに、道が補助治山事業として保育、植栽等の森林整備を実施していましたが、事業移譲とともに、流域内の民有林における治山施設整備と森林整備を総合的かつ計画的に実施することが必要となっていました。

◆道内の民有林直轄治山事業の実施状況
道内の民有林直轄治山事業は、石狩川地区は昭和46年度から、尻別川地区は昭和47年度から実施し、完了しました。

地区名	関係市町村	総合振興局・振興局名
①石狩川地区	浦臼町 月形町	空知
②尻別川地区	倶知安町 京極町 喜茂別町	後志



イ 事業の内容

従前は国（林野庁北海道森林管理局）が行っていた、石狩川地区及び尻別川地区の治山施設の整備に係る次の事業を平成19年度及び平成20年度に道が実施しました。

[石狩川地区]

工事目的	溪床、山腹等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	浦臼町473並びに月形町892の1及び字ポンベツ
工事内容	航空追肥、床固工ほか
参考	近隣で補助治山事業を実施（保育（月形町））

[尻別川地区]

工事目的	溪床、山腹等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	倶知安町字高嶺及び喜茂別町字比羅岡
工事内容	谷止工、植栽工、床固工ほか
参考	近隣で補助治山事業を実施（植栽・保育ほか（倶知安町））

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局森林室において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施しました。

- ◆ 石狩川地区：空知総合振興局森林室（岩見沢市）
- ◆ 尻別川地区：後志総合振興局森林室（倶知安町）

エ 広域的施策との関係

石狩川地区の事業は平成19年度までに終了し、また、尻別川地区の事業については平成20年度までに終了しており、現在、北海道において国が実施している民有林の直轄治山事業はありません。

しかし、将来、当該事業が発生した場合、この計画の2で掲げる「保安施設の整備等による森林の保全」と併せて着実に実施していきます。

オ 効果

平成19年度から民有林の直轄治山事業の一部の移譲を受けた結果、国が行う治山施設の整備と従前から道が行ってきた保育、植栽事業等を一元的に行うことで、流域内の民有林一体として地域の実情に応じた治山事業等を効果的かつ効率的に実施することが可能となりました。

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

(1) 民有林の直轄治山事業の一部（法第7条第2項第4号口関係）

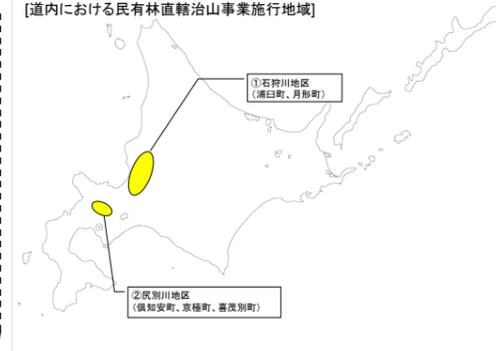
ア 現状（平成19年事業移譲時）

民有林直轄治山事業は、民有林治山事業のうち、①事業費の総額が50億円以上であるとき、②当該事業が高度の技術を要するとき、又は③当該事業の及ぼす利害の影響が1の都府県の区域を超えるときのいずれかに該当し、かつ、国土保全上特に重要なものと認められるものであって、国が事業を実施するものです。

道内では、平成18年4月1日時点において、石狩川地区、尻別川地区の2地区（道有林）において、国が民有林直轄治山事業として治山施設整備を実施するとともに、道が補助治山事業として保育、植栽等の森林整備を実施していましたが、事業移譲とともに、流域内の民有林における治山施設整備と森林整備を総合的かつ計画的に実施することが必要となっていました。

◆道内の民有林直轄治山事業の実施状況
道内の民有林直轄治山事業は、石狩川地区は昭和46年度から、尻別川地区は昭和47年度から実施し、完了しました。

地区名	関係市町村	総合振興局・振興局名
①石狩川地区	浦臼町 月形町	空知
②尻別川地区	倶知安町 京極町 喜茂別町	後志



イ 事業の内容

従前は国（林野庁北海道森林管理局）が行っていた石狩川地区及び尻別川地区の治山施設の整備に係る次の事業を平成19年度及び平成20年度に道が実施しました。

[石狩川地区]

工事目的	溪床、山腹等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	浦臼町473並びに月形町892の1及び字ポンベツ
工事内容	航空追肥、床固工ほか
参考	近隣で補助治山事業を実施（保育（月形町））

[尻別川地区]

工事目的	溪床、山腹等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	倶知安町字高嶺及び喜茂別町字比羅岡
工事内容	谷止工、植栽工、床固工ほか
参考	近隣で補助治山事業を実施（植栽・保育ほか（倶知安町））

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局森林室において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施しました。

- ◆ 石狩川地区：空知総合振興局森林室（岩見沢市）
- ◆ 尻別川地区：後志総合振興局森林室（倶知安町）

エ 広域的施策との関係

石狩川地区の事業は平成19年度までに終了し、また、尻別川地区の事業については平成20年度までに終了しており、現在、北海道において国が実施している民有林の直轄治山事業はありません。

しかし、将来、当該事業が発生した場合、この計画の2で掲げる「保安施設の整備等による森林の保全」と併せて着実に実施していきます。

オ 効果

平成19年度から民有林の直轄治山事業の一部の移譲を受けた結果、国が行う治山施設の整備と従前から道が行ってきた保育、植栽事業等を一元的に行うことで、流域内の民有林一体として地域の実情に応じた治山事業等を効果的かつ効率的に実施することが可能となりました。

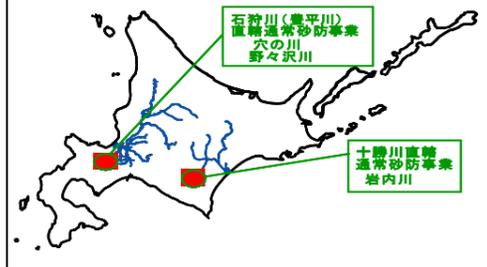
(2) 直轄通常砂防事業の一部（法第7条第2項第4号イ関係）

ア 現状（平成22年事業移譲時）

直轄通常砂防事業は、通常砂防事業のうち、高度な技術を要する、あるいは工費が多額であるなど、一定の要件を満たす砂防事業で、国土交通大臣が告示したものである。国が事業を実施するものです。

道内においては、石狩川水系及び十勝川水系において実施されていますが、平成22年度に事業の一部が移譲され、道が計画的かつ一体的に整備を行うことが必要となっていました。

[道内における直轄通常砂防事業施行地域]



◆道内の直轄通常砂防事業の実施状況
道内の直轄通常砂防事業は、石狩川水系は昭和46年度（豊平川は昭和57年度）から、十勝川水系は昭和41年度から、それぞれ実施されています。

地区名	関係市町村	総合振興局・振興局名
①石狩川水系	札幌市	石狩
②十勝川水系	帯広市	十勝

イ 事業の内容

従前は国（国土交通省北海道開発局）が行っていた石狩川水系及び十勝川水系の砂防施設に係る次の事業を平成22年度から平成27年度まで道が実施しました。

[石狩川水系]

工事目的	溪床、溪岸等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑制する。
工事箇所	穴の川及び野々沢川
工事内容	えん堤工、床固工、護岸工ほか

[十勝川水系]

工事目的	溪床、溪岸等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑制する。
工事箇所	岩内川
工事内容	えん堤工ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施しました。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、平成27年度までに終了していますが、将来、当該事業が発生した場合、この計画の2で掲げる「砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進」と併せて着実に実施していきます。

オ 効果

平成22年度から直轄通常砂防事業の一部の移譲を受けた結果、地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防設備の管理も含め、計画的かつ一体的に整備することで、地域の実情に応じた砂防事業を行うことが可能となりました。

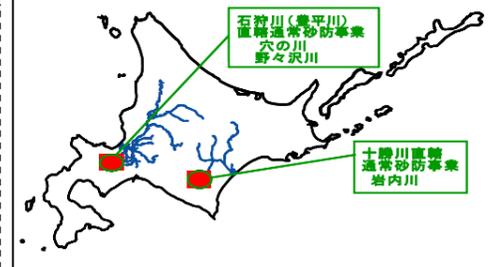
(2) 直轄通常砂防事業の一部（法第7条第2項第4号イ関係）

ア 現状（平成22年事業移譲時）

直轄通常砂防事業は、通常砂防事業のうち、高度な技術を要する、あるいは工費が多額であるなど、一定の要件を満たす砂防事業で、国土交通大臣が告示したものである。国が事業を実施するものです。

道内においては、石狩川水系及び十勝川水系において実施されていますが、平成22年度に事業の一部が移譲され、道が計画的かつ一体的に整備を行うことが必要となっていました。

[道内における直轄通常砂防事業施行地域]



◆道内の直轄通常砂防事業の実施状況
道内の直轄通常砂防事業は、石狩川水系は昭和46年度（豊平川は昭和57年度）から、十勝川水系は昭和41年度から、それぞれ実施されています。

地区名	関係市町村	総合振興局・振興局名
①石狩川水系	札幌市	石狩
②十勝川水系	帯広市	十勝

イ 事業の内容

従前は国（国土交通省北海道開発局）が行っていた石狩川水系及び十勝川水系の砂防施設に係る次の事業を平成22年度から平成27年度まで道が実施しました。

[石狩川水系]

工事目的	溪床、溪岸等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑制する。
工事箇所	穴の川及び野々沢川
工事内容	えん堤工、床固工、護岸工ほか

[十勝川水系]

工事目的	溪床、溪岸等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑制する。
工事箇所	岩内川
工事内容	えん堤工ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施しました。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、平成27年度までに終了していますが、将来、当該事業が発生した場合、この計画の2で掲げる「砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進」と併せて着実に実施していきます。

オ 効果

平成22年度から直轄通常砂防事業の一部の移譲を受けた結果、地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防設備の管理も含め、計画的かつ一体的に整備することで、地域の実情に応じた砂防事業を行うことが可能となりました。

(3) 開発道路に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ハ関係）

ア 現状

開発道路に係る直轄事業は、国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認め、指定した一定の区間の道道や市町村道において、新築、改築、維持補修等を本来の道路管理者に代わって実施するものです。

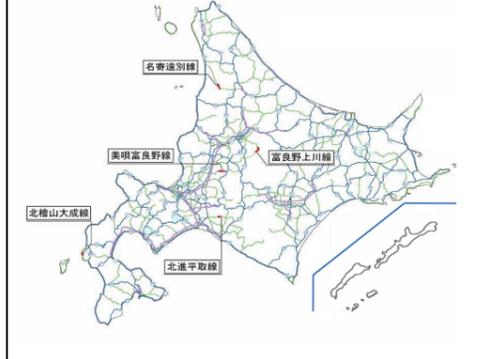
道内においては、美唄富良野線等5路線において実施されていましたが、平成22年度に事業が移譲され、道が計画的かつ一体的に整備を行っています。

◆移譲事業の実施状況

移譲された開発道路は、5路線について昭和47年度から順次実施されています。

路線名	関係市町村	総合振興局・振興局名
①美唄富良野線	美唄市 芦別市	空知
②名寄遠別線	遠別町	留萌
③北檜山大成線	せたな町	檜山
④北進平取線	厚真町	胆振
⑤富良野上川線	東川町 美瑛町	上川

[道内における開発道路施行地域]



イ 事業の内容

従前は国（国土交通省北海道開発局）が行っていた美唄富良野線等5路線の開発道路に係る次の事業を平成22年度から道が実施しています。

なお、美唄富良野線及び名寄遠別線を除く3路線に係る事業は、平成26年度までに終了しました。

[美唄富良野線]

工事事目	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	主要道道美唄富良野線の一部(15.5キロメートル)
工事内容	橋梁工、トンネル工、土工ほか

[名寄遠別線]

工事事目	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道名寄遠別線の一部(7.8キロメートル)
工事内容	トンネル工、土工ほか

[北檜山大成線]

工事事目	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道北檜山大成線の一部(5.6キロメートル)
工事内容	トンネル工ほか

[北進平取線]

工事事目	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道北進平取線の一部(1.6キロメートル)
工事内容	トンネル工、土工ほか

[富良野上川線]

工事事目	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道富良野上川線の一部(15.6キロメートル)
工事内容	土工、路盤工ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施します。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、この計画の2で掲げる「道路の整備等による安全・安心な道路網の構築」と併せて着実に実施していきます。

オ 効果

平成22年度から開発道路に係る直轄事業の移譲を受けたところであり、地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となっています。

(3) 開発道路に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ハ関係）

ア 現状

開発道路に係る直轄事業は、国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認め、指定した一定の区間の道道や市町村道において、新築、改築、維持補修等を本来の道路管理者に代わって実施するものです。

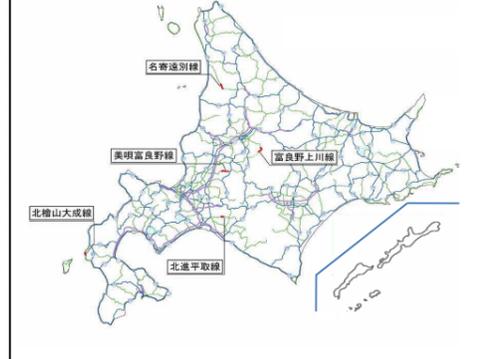
道内においては、美唄富良野線等5路線において実施されていましたが、平成22年度に事業が移譲され、道が計画的かつ一体的に整備を行っています。

◆移譲事業の実施状況

移譲された開発道路は、5路線について昭和47年度から順次実施されています。

路線名	関係市町村	総合振興局・振興局名
①美唄富良野線	美唄市 芦別市	空知
②名寄遠別線	遠別町	留萌
③北檜山大成線	せたな町	檜山
④北進平取線	厚真町	胆振
⑤富良野上川線	東川町 美瑛町	上川

[道内における開発道路施行地域]



イ 事業の内容

従前は国（国土交通省北海道開発局）が行っていた美唄富良野線等5路線の開発道路に係る次の事業を平成22年度から道が実施しています。

なお、美唄富良野線及び名寄遠別線を除く3路線に係る事業は、平成26年度までに終了しました。

[美唄富良野線]

工事事目	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	主要道道美唄富良野線の一部(15.5キロメートル)
工事内容	橋梁工、トンネル工、土工ほか

[名寄遠別線]

工事事目	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道名寄遠別線の一部(7.8キロメートル)
工事内容	トンネル工、土工ほか

[北檜山大成線]

工事事目	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道北檜山大成線の一部(5.6キロメートル)
工事内容	トンネル工ほか

[北進平取線]

工事事目	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道北進平取線の一部(1.6キロメートル)
工事内容	トンネル工、土工ほか

[富良野上川線]

工事事目	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道富良野上川線の一部(15.6キロメートル)
工事内容	土工、路盤工ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施します。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、この計画の2で掲げる「道路の整備等による安全・安心な道路網の構築」と併せて着実に実施していきます。

オ 効果

平成22年度から開発道路に係る直轄事業の移譲を受けたところであり、地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となっています。

(4) 二級河川に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ニ関係）

ア 現状（平成22年事業移譲時）

二級河川に係る直轄事業は、国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認め、指定した一定の区間の二級河川において、改良工事、維持修繕等を本来の河川管理者に代わって実施するものです。

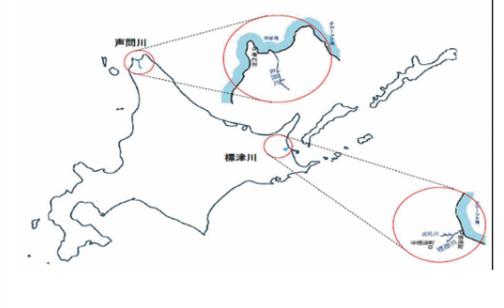
道内においては、2地区において実施されていましたが、平成22年度に事業が移譲され、道が計画的かつ一体的に整備を行うことが必要となっていました。

◆移譲事業の実施状況

移譲された二級河川に係る直轄事業は、2地区について昭和28年度から実施されてきました。

地区名	関係市町村	総合振興局・振興局名
①声問川水系	稚内市	宗谷
②標津川水系	標津町 中標津町	根室

[道内における二級河川に係る直轄事業施行地域]



イ 事業の内容

従前は国（国土交通省北海道開発局）が行っていた、声問川水系及び標津川水系の二級河川に係る次の事業を平成22年度から平成27年度まで道が実施しました。

[声問川水系]

工事目的	洪水等による災害の発生を防止する。
工事箇所	声問川水系の一部
工事内容	河道掘削ほか

[標津川水系]

工事目的	洪水等による災害の発生を防止する。
工事箇所	標津川水系の一部
工事内容	築堤盛土ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施しました。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、平成27年度までに終了していますが、将来、当該事業が発生した場合、この計画の2で掲げる「河川の整備等による治水対策の推進」と併せて着実に実施していきます。

オ 効果

平成22年度から二級河川に係る直轄事業の移譲を受けた結果、地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外の区間（道管理部分）と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となりました。

(4) 二級河川に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ニ関係）

ア 現状（平成22年事業移譲時）

二級河川に係る直轄事業は、国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認め、指定した一定の区間の二級河川において、改良工事、維持修繕等を本来の河川管理者に代わって実施するものです。

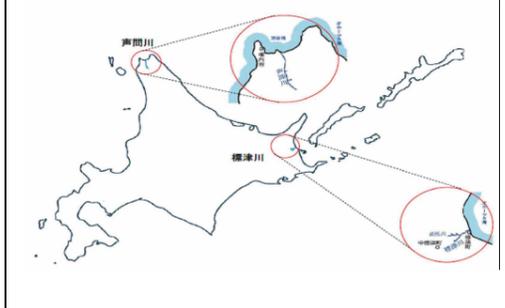
道内においては、2地区において実施されていましたが、平成22年度に事業が移譲され、道が計画的かつ一体的に整備を行うことが必要となっていました。

◆移譲事業の実施状況

移譲された二級河川に係る直轄事業は、2地区について昭和28年度から実施されてきました。

地区名	関係市町村	総合振興局・振興局名
①声問川水系	稚内市	宗谷
②標津川水系	標津町 中標津町	根室

[道内における二級河川に係る直轄事業施行地域]



イ 事業の内容

従前は国（国土交通省北海道開発局）が行っていた声問川水系及び標津川水系の二級河川に係る次の事業を平成22年度から平成27年度まで道が実施しました。

[声問川水系]

工事目的	洪水等による災害の発生を防止する。
工事箇所	声問川水系の一部
工事内容	河道掘削ほか

[標津川水系]

工事目的	洪水等による災害の発生を防止する。
工事箇所	標津川水系の一部
工事内容	築堤盛土ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施しました。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、平成27年度までに終了していますが、将来、当該事業が発生した場合、この計画の2で掲げる「河川の整備等による治水対策の推進」と併せて着実に実施していきます。

オ 効果

平成22年度から二級河川に係る直轄事業の移譲を受けた結果、地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外の区間（道管理部分）と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となりました。

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）				変更案（平成19年度～令和7年度）				変更点	
<p>5 その他の取組</p> <p>(1) 連携・共同事業</p> <p>広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等が連携・共同して、事務、事業を実施してきており、今後も、国の地方支分部局等との情報交換などを密接に行い、創意工夫を図りながら、一層の広域行政の推進を図ります。</p>				<p>5 その他の取組</p> <p>(1) 連携・共同事業</p> <p>広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等が連携・共同して、事務、事業を実施してきており、今後も、国の地方支分部局等との情報交換などを密接に行い、創意工夫を図りながら、一層の広域行政の推進を図ります。</p>					
No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果	No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果		
1	国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実	厚生労働省	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と道の連携を一層強化し、臨床研修体制の充実、強化を図る。 平成17年以降、北海道厚生局と道が協力し、北海道臨床研修病院等連絡協議会及び北海道ブロック臨床研修制度協議会の合同開催や、学生向けの臨床研修病院説明会を定期的実施している。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道内の臨床研修病院、国、道相互の連携強化により、効率的な研修医確保対策が図られている。 	1	国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実	厚生労働省	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と道の連携を一層強化し、臨床研修体制の充実、強化を図る。 平成17年以降、北海道厚生局と道が協力し、北海道臨床研修病院等連絡協議会及び北海道ブロック臨床研修制度協議会の合同開催や、学生向けの臨床研修病院説明会を定期的実施している。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道内の臨床研修病院、国、道相互の連携強化により、効率的な研修医確保対策が図られている。 		
2	共同データベース構築による法人設立届出の一本化	財務省	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、道で申告情報の共有化を図るなど、引き続き一層の連携を図る。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国における申告情報等について、電磁的記録媒体の提供を受けることによりデータの共有化による連携が図られている。 	2	共同データベース構築による法人設立届出の一本化	財務省	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、道で申告情報の共有化を図るなど、引き続き一層の連携を図る。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国における申告情報等について、電磁的記録媒体の提供を受けるほか、法人設立ワンストップサービスによるデータの共有化が行われており、連携が図られている。 	文言整理	文言整理
3	税務に関する相談や広報事業の共同実施	財務省市町村	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告期における3税の税務相談窓口の設置や3税に関する広報及び租税教育を実施している。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告期において、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組を実施しており、納税者の利便性の向上が図られている。 3税に関する広報及び租税教育に係る活動について、相互が連携した取組を通じて、納税者等に税に関する理解が深まっている。 	3	税務に関する相談や広報事業の共同実施	財務省市町村	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告期における3税の税務相談窓口の設置や3税に関する広報及び租税教育を実施している。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告期において、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組を実施しており、納税者の利便性の向上が図られている。 3税に関する広報及び租税教育に係る活動について、相互が連携した取組を通じて、納税者等に税に関する理解が深まっている。 		
4	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携	環境省	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び道の巡視区域が重複する箇所における情報共有のための連絡体制の整備や各種会議等の場を活用した情報交換等により、相互の連携が図られている。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相互の連携により、より効果的な巡視活動の実施や事故等の未然防止等につながっている。 	4	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携	環境省	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び道の巡視区域が重複する箇所における情報共有のための連絡体制の整備や各種会議等の場を活用した情報交換等により、相互の連携が図られている。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相互の連携により、より効果的な巡視活動の実施や事故等の未然防止等につながっている。 		

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）				変更案（平成19年度～令和7年度）				変更点
No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果	No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果	
5	国有林と民有林が一体となった森林づくり	農林水産省	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 林政連絡会議及び治山事業連絡調整会議を毎年定期的に開催している。 これまでに、国と自治体等が森林整備協定を29件締結した。森林共同施業団地については、23地区で設定している(平成27年9月1日現在)。 森林の観光資源としての活用を図るため、国有林及び道有林の見どころの紹介や森林づくり活動を行うフィールドの提供等に取り組んでいる。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道の森林の6割を占める国有林と民有林が一体となった取組を進めることにより、森林の多面的機能の発揮や地域産業の振興、道民との協働による森林づくり活動等の促進が図られている。 	5	国有林と民有林が一体となった森林づくり	農林水産省	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 林政連絡会議及び治山事業連絡調整会議を毎年定期的に開催している。 これまでに、国と自治体等が森林整備協定を25件締結した。森林共同施業団地については、16地区で設定している(令和2年9月1日現在)。 森林の観光資源としての活用を図るため、国有林及び道有林の見どころの紹介や森林づくり活動を行うフィールドの提供等に取り組んでいる。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道の森林の過半を占める国有林と民有林が一体となった森林づくりを進めることにより、道産木材の安定供給や森林の有する多面的機能の高度発揮が図られている。 	時点修正 時点修正
6	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	国土交通省 市町村	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から北見市を先進モデル地区として検討会、共同訓練等を実施し、現在は各地域道路防災連絡協議会において管内自治体等と豪雪に関するワーキンググループの開催を全道展開して事業実施中である。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と自治体が連携・共同して事業を行うことにより、豪雪など異常気象時における道路の除排雪について、連絡体制の確立及び情報共有により速やかな対応ができるほか、関係機関が共同でシミュレーションを実施することで円滑な対応が可能となり、地域防災力の向上や地域住民の安全・安心の確保に寄与している。 	6	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	国土交通省 市町村	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から北見市を先進モデル地区として検討会、共同訓練等を実施し、現在は各地域道路防災連絡協議会において管内自治体等と豪雪に関するワーキンググループの開催を全道展開して事業実施中である。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と自治体が連携・共同して事業を行うことにより、豪雪など異常気象時における道路の除排雪について、連絡体制の確立及び情報共有により速やかな対応ができるほか、関係機関が共同でシミュレーションを実施することで円滑な対応が可能となり、地域防災力の向上や地域住民の安全・安心の確保に寄与している。 	時点修正 文言整理 文言整理
7	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	国土交通省 市町村 等	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象情報や道路通行止めといった管理情報について、一元化・共有化を図るシステムを構築している。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの機関が持つ映像や情報などを一元管理することにより、1機関では不足している情報を補完し合い、よりきめ細かい情報を得ることが可能となり、それにより迅速かつ的確な施設管理を行うことが可能となっている。 	7	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	国土交通省 市町村 等	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象情報や道路通行止めといった管理情報について、一元化・共有化を図るシステムを構築している。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの機関が持つ映像や情報などを一元管理することにより、1機関では不足している情報を補完し合い、よりきめ細かい情報を得ることが可能となり、それにより迅速かつ的確な施設管理を行うことが可能となっている。 	
8	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	国土交通省 内閣府 総務省	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と道は、連携を密にしながら円滑な災害対策に努めており、また、防災ヘリ等の防災装備を一体的に活用している。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道が設置した災害対策本部への連絡要員の配置など災害情報の共有により的確な防災体制をとり、防災装備の一体的な運用を図ることで、迅速かつ効果的な災害対応が可能となっている。 	8	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	国土交通省 内閣府 総務省	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と道は、連携を密にしながら円滑な災害対策に努めており、また、防災ヘリ等の防災装備を一体的に活用している。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道が設置した災害対策本部への連絡要員の配置など災害情報の共有により的確な防災体制をとり、防災装備の一体的な運用を図ることで、迅速かつ効果的な災害対応が可能となっている。 	

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）				変更案（平成19年度～令和7年度）				変更点
No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果	No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果	
9	農作物被害調査の共同実施	農林水産省 市町村	（内容） ・農作物被害調査連絡会議の下で、農作物被害単価等の情報交換を行った上で、被害調査を実施している。 （効果） ・国の統計機関が算定する被害単価の活用は、的確な被害金額の算出につながっている。	9	農作物被害調査の共同実施	農林水産省 市町村	（内容） ・農作物被害調査連絡会議の下で、農作物被害単価等の情報交換を行った上で、被害調査を実施している。 （効果） ・国の統計機関が算定する被害単価の活用は、的確な被害金額の算出につながっている。	
10	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出	経済産業省	（内容） ・国と道の密接な連携により、協調した支援施策の展開によるバイオ産業の振興、中小企業のIT利活用の促進、IT産業の振興を図っている。 （効果） ・バイオ産業行政協働会議（C7北海道）を活用して、道と国の相互の事業を連携して行っており、北海道におけるバイオ産業クラスターの創出に寄与している。	10	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出	経済産業省	（内容） ・国と道の密接な連携により、協調した支援施策の展開によるバイオ産業の振興、中小企業のIT利活用の促進、IT産業の振興を図っている。 （効果） ・バイオ産業行政協働会議（C7北海道）を活用して、道と国の相互の事業を連携して行っており、北海道におけるバイオ産業クラスターの創出に寄与している。	
11	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成	厚生労働省 経済産業省 市町村 等	（内容） ・道、北海道労働局、北海道経済産業局により、「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」を策定し、関係機関の連携した取組を実施している。 （効果） ・関係者が連携し、就業支援等雇用創出に向けた事業を実施することにより、求職者の就職促進等に成果を上げている。	11	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成	厚生労働省 経済産業省 市町村 等	（内容） ・道、北海道労働局、北海道経済産業局により、「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」を策定し、関係機関の連携した取組を実施している。 （効果） ・関係者が連携し、就業支援等雇用創出に向けた事業を実施することにより、求職者の就職促進等に成果を上げている。	
12	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	厚生労働省	（内容） ・道、北海道労働局、北海道経済産業局が策定した「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」の取組として、道と北海道労働局が連携し、U・Iターンに係る職業紹介事業を実施している。 （効果） ・北海道労働局と道が連携することにより、道外のU・Iターン希望者と道内企業の情報の提供から就職決定まで行うことができ、利用者の利便性が高まっている。また、U・Iターンフェアは、道外求職者と多くの道内企業が直接、面談できる 唯一 の機会として個人・企業からも好評を得ている。	12	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	厚生労働省	（内容） ・道、北海道労働局、北海道経済産業局が策定した「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」の取組として、道と北海道労働局が連携し、U・Iターンに係る職業紹介事業を実施している。 （効果） ・北海道労働局と道が連携することにより、道外のU・Iターン希望者と道内企業の情報の提供から就職決定まで行うことができ、利用者の利便性が高まっている。また、U・Iターンフェアは、道外求職者と多くの道内企業が直接、面談できる 貴重な 機会として個人・企業からも好評を得ている。	文言整理
13	<u>ビジット・ジャパン事業に関する連携</u>	国土交通省	（内容） ・ビジット・ジャパン事業に関する連携により、訪日外国人観光客の誘致施策の効率的かつ効果的な展開を図っている。 （効果） ・北海道運輸局と道が連携して事業を実施することにより、来道外国人観光客の長期的（平成9年度～）な増加傾向に寄与している。	13	<u>地域の観光資源を活用したプロモーション事業【旧：ビジット・ジャパン事業に関する連携】</u>	国土交通省	（内容） ・ビジット・ジャパン事業に関する連携により、訪日外国人観光客の誘致施策の効率的かつ効果的な展開を図っている。 （効果） ・北海道運輸局と道が連携して事業を実施することにより、来道外国人観光客の長期的（平成9年度～）な増加傾向に寄与している。	事業名の変更に伴う修正

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）				変更案（平成19年度～令和7年度）				変更点
No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果	No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果	
14	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施	農林水産省	（内容） ・国や自治体が一体となった推進体制を整備し、地域づくりやグリーンツーリズムの取組などを総合的に推進している。 （効果） ・ <u>農業・農村の持つ教育などの多面的機能の理解が浸透してきている。また、グリーンツーリズムに取り組む農家も増加し、都市と農村の交流活動が広がってきている。</u>	14	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施	農林水産省	（内容） ・国や自治体が一体となった推進体制を整備し、地域づくりやグリーンツーリズムの取組などを総合的に推進している。 （効果） ・ <u>教育旅行の受入拡大に伴い、農家民泊の数が増加するなど、都市農村交流の重要性について理解が広がっている。</u>	文言整理
15	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施	農林水産省	（内容） ・国営農地再編整備事業の緊密な連絡調整を図るため、連携会議を設置・運営する。 （効果） ・事業推進に重要な農地再編構想や営農計画、土地利用再編計画などの各種の検討及びそれらの総合的な調整等を行っており、事業の円滑かつ効果的な推進に寄与している。	15	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施	農林水産省	（内容） ・国営農地再編整備事業の緊密な連絡調整を図るため、連携会議を設置・運営する。 （効果） ・事業推進に重要な農地再編構想や営農計画、土地利用再編計画などの各種の検討及びそれらの総合的な調整等を行っており、事業の円滑かつ効果的な推進に寄与している。	
16	食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施	農林水産省	（内容） ・食糧法に基づき米穀生産出荷団体等が作成する「生産調整方針」の認定に関する指導業務などを共同で行っている。 （効果） ・国と道が連携・共同して、地域協議会等の指導や調整等を行うことにより、 <u>全国的な需給と整合性を図りながら、米の需給調整や農業者戸別所得補償制度等の円滑かつ効果的な推進に寄与している。</u>	16	食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施	農林水産省	（内容） ・食糧法に基づき米穀生産出荷団体等が作成する「生産調整方針」の認定に関する指導業務などを共同で行っている。 （効果） ・国と道が連携して、地域協議会等の指導を行うことにより、 <u>需要に応じた生産による米の需給の安定や地域の特色ある魅力的な産品の産地づくり等</u> の円滑かつ効果的な推進に寄与している。	文言整理 文言整理
17	道内における食育推進活動の共同実施	農林水産省	（内容） ・「どさんこ食育推進協議会」等の場で、北海道の食育の総合的な推進について検討しながら、関係者が一体となって食育の取組を行っている。 （効果） ・食生活の多様化による栄養バランスの崩れなどに伴い、健康面での影響が懸念される中、豊かで健全な食生活を実践する「食育」の取組を関係者が一体となって行ってきたことから、道民の「食育」に対する理解が浸透してきている。	17	道内における食育推進活動の共同実施	農林水産省	（内容） ・「どさんこ食育推進協議会」等の場で、北海道の食育の総合的な推進について検討しながら、関係者が一体となって食育の取組を行っている。 （効果） ・食生活の多様化による栄養バランスの崩れなどに伴い、健康面での影響が懸念される中、豊かで健全な食生活を実践する「食育」の取組を関係者が一体となって行ってきたことから、道民の「食育」に対する理解が浸透してきている。	
18	第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施	農林水産省	（内容） ・事業計画策定に当たり、国と道の連携を深めて第3種、第4種漁港に関わる計画上の課題を共同で検討している。 （効果） ・計画の策定及び変更を行う際に必要な資料の作成において、国と地方の両方の視点から効率的、効果的な検討をすることができ、北海道の第3種、第4種漁港の的確な事業、整備が行われている。	18	第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施	農林水産省	（内容） ・事業計画策定に当たり、国と道の連携を深めて第3種、第4種漁港に関わる計画上の課題を共同で検討している。 （効果） ・計画の策定及び変更を行う際に必要な資料の作成において、国と地方の両方の視点から効率的、効果的な検討をすることができ、北海道の第3種、第4種漁港の的確な事業、整備が行われている。	

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）				変更案（平成19年度～令和7年度）				変更点
No.	事業名	関係機関等	内容及び効果	No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果	
19	C I Q業務への地方公共団体職員派遣	法務省 財務省 厚生労働省	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体職員の派遣によるC I Q業務の一部補完などにより、C I Q業務の円滑化、迅速化を図る。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度及び平成19年度の2年間、札幌入国管理局において、行政実務研修員として道、帯広市及び旭川市の職員各1名の受入れを行い、C I Q業務の円滑化、迅速化が図られた。 	19	C I Q業務への地方公共団体職員派遣	法務省 財務省 厚生労働省	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体職員の派遣によるC I Q業務の一部補完などにより、C I Q業務の円滑化、迅速化を図る。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度及び平成19年度の2年間、札幌入国管理局において、行政実務研修員として道、帯広市及び旭川市の職員各1名の受入れを行い、C I Q業務の円滑化、迅速化が図られた。 	

6 広域的施策の施策効果の把握及び評価

(1) 基本的な考え方

この計画における広域的施策については、その推進状況、効果を的確に把握するとともに、この計画に基づき国から移譲を受ける事務、事業等の実施によりもたらされる地域社会や北海道経済への影響等を含め、適切に評価します。

また、このような作業を通じて、移譲を受けた事務、事業等を道が行うことについての有用性を検証するとともに、道民からの意見、提言や作業により得られた知見などを踏まえて、新たな事務、事業等の移譲や条例の制定範囲の拡大などについての提案に結びつけていきます。

なお、評価に当たっては、できる限り定量的かつ総合的な評価に努めるなど、客観性の確保に努めます。

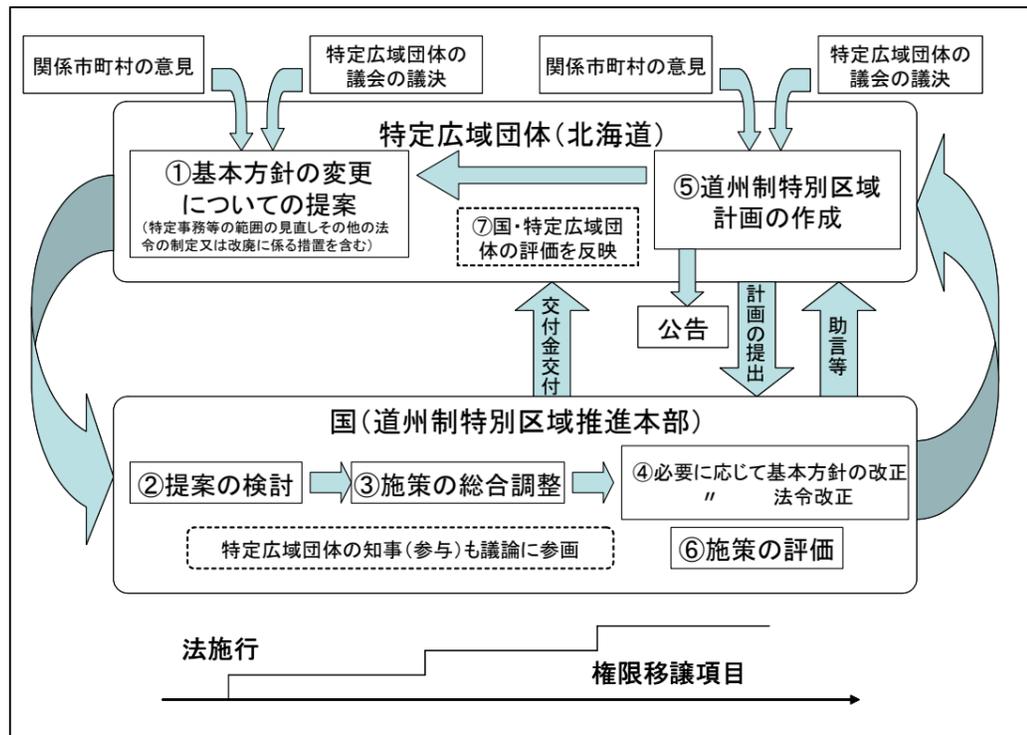
(2) 作業の実施時期等

広域的施策の推進状況等については、フォローアップ作業を通じて把握するとともに、毎年度、その結果を内閣総理大臣に報告することとします。

また、評価作業は、フォローアップ作業の結果を踏まえて行うこととし、それぞれの広域的施策や移譲を受けた事務、事業等の実施による知見を整理の上、適切な時期にその結果を内閣総理大臣に報告することとします。

なお、これらの作業結果については、広く道民に公表することとします。

[北海道における道州制特区推進の基本的な仕組み]



6 広域的施策の施策効果の把握及び評価

(1) 基本的な考え方

この計画における広域的施策については、その推進状況、効果を的確に把握するとともに、この計画に基づき国から移譲を受ける事務、事業等の実施によりもたらされる地域社会や北海道経済への影響等を含め、適切に評価します。

また、このような作業を通じて、移譲を受けた事務、事業等を道が行うことについての有用性を検証するとともに、道民からの意見、提言や作業により得られた知見などを踏まえて、新たな事務、事業等の移譲や条例の制定範囲の拡大などについての提案に結びつけていきます。

なお、評価に当たっては、できる限り定量的かつ総合的な評価に努めるなど、客観性の確保に努めます。

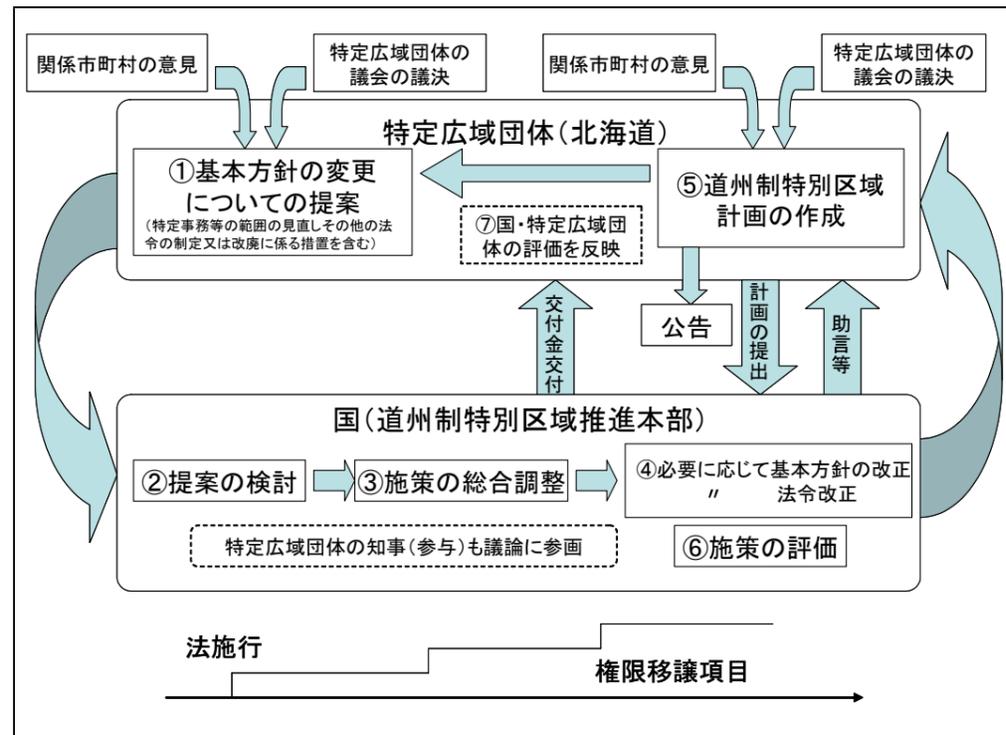
(2) 作業の実施時期等

広域的施策の推進状況等については、フォローアップ作業を通じて把握するとともに、毎年度、その結果を内閣総理大臣に報告することとします。

また、評価作業は、フォローアップ作業の結果を踏まえて行うこととし、それぞれの広域的施策や移譲を受けた事務、事業等の実施による知見を整理の上、適切な時期にその結果を内閣総理大臣に報告することとします。

なお、これらの作業結果については、広く道民に公表することとします。

[北海道における道州制特区推進の基本的な仕組み]



現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）	変更案（平成19年度～令和7年度）	変更点																				
<p>7 今後に向けて</p> <p>(1) これまでの取組の主な成果</p> <p>ア 国から移譲を受けた事務、事業について</p> <p>道は、平成19年4月に「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務」など5つの事務・事業について、また、平成22年4月に、直轄通常砂防事業の一部、開発道路に係る直轄事業及び二級河川に係る直轄事業の移譲を受け、道において事業を実施しています。</p> <p>また、平成19年12月以降、国に権限移譲等を求める提案を行い、平成20年12月に「札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止」、平成21年4月に「水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可」に関する事務の移譲を受け、道において事務を実施しています。</p> <p>国から道に移譲された事務・事業については、これまで道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られています。</p> <p>一方で、一部の権限の移譲を受けた事務については、窓口が依然として、国と道に分かれていることや、移譲に伴い必要となる財源の確実な措置を図るためのルール確立などが課題となっています。</p> <p>イ 権限移譲等を求める国への提案について</p> <p>道民や市町村などからいただいた意見などを基に、有識者からなる北海道道州制特別区域提案検討委員会（以下「委員会」という。）において幅広い視点から審議が行われ、委員会からの答申を基に、道としては、パブリックコメントなどの手続を経て、これまで6回33項目について、国に権限移譲等を求める提案を行ったところです。</p> <p>道民から広く意見などを募集し、それを基に委員会で審議し、国に提案していくという仕組みは、道民ニーズを踏まえた提案を直接国に届けることにつながり、道州制や道州制特区に関して道民の理解や関心を高める意義があったものと考えています。</p> <p>また、第5回目まで国に提案した項目のうち22項目は、道の提案の趣旨に沿って所要の措置が行われ、このうち、「JAS法に基づく監督権限の移譲」や「維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止」など14項目については、通知の発出など全国措置されたところです。</p> <p>道に認められた権限移譲に止まらず、「JAS法に基づく監督権限の移譲」など全国措置されたものについても、提案が実現したことにより、地方の裁量権が拡大し、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現するとともに、暮らしの安全・安心の確保が図られるなど、北海道の自立的な発展につながってきているものと考えています。</p> <p>〔国から北海道に移譲されている事務・事業〕</p> <table border="1" data-bbox="145 1352 1148 1864"> <thead> <tr> <th>移譲開始年度</th> <th>移譲事務・事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定 商工会議所に対する監督の一部 調理師養成施設の指定 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可 民有林の直轄治山事業の一部 </td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止 </td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可 </td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 直轄通常砂防事業の一部 開発道路に係る直轄事業 二級河川に係る直轄事業 </td> </tr> </tbody> </table> <p>（備考）「調理師養成施設の指定」の事務は、平成27年度から全都道府県に移譲されたため、法の特例措置が廃止された。</p>	移譲開始年度	移譲事務・事業名	平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定 商工会議所に対する監督の一部 調理師養成施設の指定 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可 民有林の直轄治山事業の一部 	平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止 	平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可 	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 直轄通常砂防事業の一部 開発道路に係る直轄事業 二級河川に係る直轄事業 	<p>7 今後に向けて</p> <p>(1) これまでの取組の主な成果</p> <p>ア 国から移譲を受けた事務、事業について</p> <p>道は、平成19年4月に「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務」など5つの事務・事業について、また、平成22年4月に、直轄通常砂防事業の一部、開発道路に係る直轄事業及び二級河川に係る直轄事業の移譲を受け、道において事業を実施しています。</p> <p>また、平成19年12月以降、国に権限移譲等を求める提案を行い、平成20年12月に「札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止」、平成21年4月に「水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可」に関する事務の移譲を受け、道において事務を実施しています。</p> <p>国から道に移譲された事務・事業については、これまで道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られています。</p> <p>一方で、一部の権限の移譲を受けた事務については、窓口が依然として、国と道に分かれていることや、移譲に伴い必要となる財源の確実な措置を図るためのルール確立などが課題となっています。</p> <p>イ 権限移譲等を求める国への提案について</p> <p>道民や市町村などからいただいた意見などを基に、有識者からなる北海道道州制特別区域提案検討委員会（以下「委員会」という。）において幅広い視点から審議が行われ、委員会からの答申を基に、道としては、パブリックコメントなどの手続を経て、これまで6回33項目について、国に権限移譲等を求める提案を行ったところです。</p> <p>道民から広く意見などを募集し、それを基に委員会で審議し、国に提案していくという仕組みは、道民ニーズを踏まえた提案を直接国に届けることにつながり、道州制や道州制特区に関して道民の理解や関心を高める意義があったものと考えています。</p> <p>また、第6回目まで国に提案した項目のうち23項目は、道の提案の趣旨に沿って所要の措置が行われ、このうち、「JAS法に基づく監督権限の移譲」や「維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止」など15項目については、通知の発出など全国措置されたところです。</p> <p>道に認められた権限移譲に止まらず、「JAS法に基づく監督権限の移譲」など全国措置されたものについても、提案が実現したことにより、地方の裁量権が拡大し、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現するとともに、暮らしの安全・安心の確保が図られるなど、北海道の自立的な発展につながってきているものと考えています。</p> <p>〔国から北海道に移譲されている事務・事業〕</p> <table border="1" data-bbox="1207 1352 2211 1864"> <thead> <tr> <th>移譲開始年度</th> <th>移譲事務・事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定 商工会議所に対する監督の一部 調理師養成施設の指定 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可 民有林の直轄治山事業の一部 </td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止 </td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可 </td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 直轄通常砂防事業の一部 開発道路に係る直轄事業 二級河川に係る直轄事業 </td> </tr> </tbody> </table> <p>（備考）「調理師養成施設の指定」の事務は、平成27年度から全都道府県に移譲されたため、法の特例措置が廃止された。</p>	移譲開始年度	移譲事務・事業名	平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定 商工会議所に対する監督の一部 調理師養成施設の指定 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可 民有林の直轄治山事業の一部 	平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止 	平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可 	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 直轄通常砂防事業の一部 開発道路に係る直轄事業 二級河川に係る直轄事業 	<p>第6回提案の措置の決定に伴う修正</p> <p>第6回提案の措置の決定に伴う修正</p>
移譲開始年度	移譲事務・事業名																					
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定 商工会議所に対する監督の一部 調理師養成施設の指定 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可 民有林の直轄治山事業の一部 																					
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止 																					
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可 																					
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 直轄通常砂防事業の一部 開発道路に係る直轄事業 二級河川に係る直轄事業 																					
移譲開始年度	移譲事務・事業名																					
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定 商工会議所に対する監督の一部 調理師養成施設の指定 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可 民有林の直轄治山事業の一部 																					
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止 																					
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可 																					
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 直轄通常砂防事業の一部 開発道路に係る直轄事業 二級河川に係る直轄事業 																					

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）			変更案（平成19年度～令和7年度）			変更点
〔北海道の提案の状況〕			〔北海道の提案の状況〕			
提案時期	提案項目	国の対応	提案時期	提案項目	国の対応	
平成19年12月	○札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更 ○労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大 ・地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大 ○JAS法に基づく監督権限の移譲 ○水道法に基づく監督権限の移譲	4項目(○)について、政令の改正などの措置	平成19年12月	○札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更 ○労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大 ・地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大 ○JAS法に基づく監督権限の移譲 ○水道法に基づく監督権限の移譲	4項目(○)について、政令の改正などの措置	
平成20年3月	・国土利用の規制権限等の移譲 ○人工林資源の一体的な管理体制の構築 ○森林関係審議会の統合 ○廃棄物処理法に基づく権限の移譲 ・特定免税店制度の創設 ・国際観光振興業務特別地区の設定 ・企業立地促進法に基づく権限の移譲 ○外国人人材受入れの促進 ・地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大 ○町内会事業法人制度の創設 ・法定受託事務の自治事務化	5項目(○)について、省令の改正などの措置	平成20年3月	・国土利用の規制権限等の移譲 ○人工林資源の一体的な管理体制の構築 ○森林関係審議会の統合 ○廃棄物処理法に基づく権限の移譲 ・特定免税店制度の創設 ・国際観光振興業務特別地区の設定 ・企業立地促進法に基づく権限の移譲 ○外国人人材受入れの促進 ・地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大 ○町内会事業法人制度の創設 ・法定受託事務の自治事務化	5項目(○)について、省令の改正などの措置	
平成20年10月	○維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止 ○道道管理権限の町村への移譲 ○福祉運送サービスに係る規制緩和 ○コミュニティハウスの制度創設 ○指定都市等の要件設定権限の移譲	5項目(○)について、維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正などの措置	平成20年10月	○維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止 ○道道管理権限の町村への移譲 ○福祉運送サービスに係る規制緩和 ○コミュニティハウスの制度創設 ○指定都市等の要件設定権限の移譲	5項目(○)について、維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正などの措置	
平成21年7月	○「条例による法令の上書き権」の創設 ○国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示 ○郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大 ○過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置 ・健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	4項目(○)について、通知の発出などの措置	平成21年7月	○「条例による法令の上書き権」の創設 ○国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示 ○郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大 ○過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置 ・健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	4項目(○)について、通知の発出などの措置	
平成23年10月	○「ふるさと納税」のコンビニでの収納 ○自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大 ○北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大 ○税制上の優遇措置を受けられるNPO法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化	4項目(○)について、通知の発出などの措置	平成23年10月	○「ふるさと納税」のコンビニでの収納 ○自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大 ○北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大 ○税制上の優遇措置を受けられるNPO法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化	4項目(○)について、通知の発出などの措置	
平成26年7月	・第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲 ○建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲 ・栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲	1項目(○)について、通知の発出の措置	平成26年7月	・第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲 ○建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲 ・栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲	1項目(○)について、通知の発出の措置	
(備考)「提案項目」の欄のうち、「・」を付している項目については、継続検討等の対応。			(備考)「提案項目」の欄のうち、「・」を付している項目については、継続検討等の対応。			

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）	変更案（平成19年度～令和7年度）	変更点
<p>(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて</p> <p>道州制特区制度は、道が国に対して権限移譲等を求めることができる重要な仕組みであり、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の構築に向け、道州制や道州制特区に関する道民の理解や関心を高め、北海道の優位性である「北海道価値」（食・観光、環境など）を最大限に活かし、一体的かつ効果的に自立的な地域づくりが可能となり、また、道はもとより、地方の裁量権の拡大につながるよう、今後も道民からの意見などを基に、力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などに向けて、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていきます。</p> <p>具体的な提案に当たっては、政策決定の自己完結性を高め、自立的かつ主体的に地域づくりを進める観点から、「北海道価値」である食・観光、環境などといったテーマごとに、道民からの意見などを基に道の政策課題の解決にも留意しながら、総合的に検討を行い、北海道の自立的発展につながる提案となるよう努めていくとともに、既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進めます。</p> <p>また、今後の本格的な事務・事業の移譲に向けて、必要な財源の確保が不可欠であることから、移譲に伴い必要となる財源が確実に措置されるよう国に働きかけていくとともに、地方分権に関する国の改革の動向を踏まえ、道州制特区制度についてより一層有効な活用に努めていきます。</p>	<p>(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて</p> <p>道州制特区制度は、道が国に対して権限移譲等を求めることができる重要な仕組みであり、地域のことは地域で決めることができる地方分権型社会の構築に向け、道州制や道州制特区に関する道民の理解や関心を高め、北海道の優位性である多様な価値（食・観光、環境など）を最大限に活かし、一体的かつ効果的に自立的な地域づくりが可能となり、また、道はもとより、地方の裁量権の拡大につながるよう、今後も道民からの意見などを基に、力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などに向けて、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていきます。</p> <p>具体的な提案に当たっては、政策決定の自己完結性を高め、自立的かつ主体的に地域づくりを進める観点から、食・観光、環境などといったテーマごとに、道民からの意見などを基に道の政策課題の解決にも留意しながら、総合的に検討を行い、北海道の自立的発展につながる提案となるよう努めていくとともに、既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進めます。</p> <p>また、今後の本格的な事務・事業の移譲に向けて、必要な財源の確保が不可欠であることから、移譲に伴い必要となる財源が確実に措置されるよう国に働きかけていくとともに、地方分権に関する国の改革の動向を踏まえ、道州制特区制度についてより一層有効な活用に努めていきます。</p>	<p>文言整理 文言整理</p> <p>文言整理</p>